## 随意契約(相手方指定)調書

件名	(仮称)西尾久五丁目防災スポット整備工事 No.5100149
工(納)期	令和8年3月16日
契約締結日	令和7年10月20日
契約金額	34,871,100円(消費税込み)

契約相手方	横田造園株式会社
	(法人番号:1011801012925)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

契約審査委員会資料		
経理課契約係	R7. 9. 26	

## 業者選定理由書

件名	(仮称)西尾久五丁目防災スポット整備工事
指名業者(案)	名 称 横田造園株式会社 代表者 代表取締役 横田 正実 所在地 東京都足立区舎人一丁目11番20号
特命理由	本件は、地域の防災性の向上と住環境の改善を図るため、密集住宅市街地整備促進事業地区内において、新たに防災スポットを整備するものである。 本件に対応する申請業種「造園」に登録のある区内業者全12社を対象に施工能力審査型総合評価方式制限付き一般競争入札を行ったが、入札参加申込業者がおらず打ち切りとなった。再度、地域要件を隣接区まで拡大し、制限付き一般競争入札を実施したが、申込業者4社のうち、2社が技術者及び現場代理人の配置が困難、他2社が予定価格超過を理由に辞退したため不調となった。主管課において、予定価格超過で辞退した業者2社にヒアリングを行ったところ、1社は予定価格と積算価格に大きく乖離があったが、上記業者については再度詳細に積算をしたところ、予定価格の範囲内で受注可能との回答があった。  工期を確保するためには、再度入札を実施する時間はないため、上記業者は現設計内容で受注可能な唯一の業者である。  以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)